

2024年6月21日(金)

## EIPS からの情報提供 Vol.90

○通販貨物にかかる輸入申告項目の追加について

通販貨物にかかる制度改正が関税局ホームページに掲載されました。

通販貨物を含めた全ての輸入貨物について、輸入申告項目として、

- ① 輸入許可後の貨物の「運送先の所在地・名称」
- ② 「通販貨物に該当するか否か」
- ③ 通販貨物に該当する場合、「プラットフォームの名称等」

の3項目が追加となります。

施行日は2025年（令和7年）10月12日となる予定です。

詳細は、以下の URL をご確認ください。

[https://www.customs.go.jp/shiryo/leaflet\\_shinkokukoumoku.pdf](https://www.customs.go.jp/shiryo/leaflet_shinkokukoumoku.pdf)